

〈講座（前編）〉

文化財殺虫殺菌処理における労働衛生管理について

塚原 照 臣

はじめに

文化財殺虫殺菌処理は、昆虫やカビから文化財を保護するための重要な作業である。一方、文化財害虫害防除薬剤の取り扱いを誤れば、作業に従事する者へ健康影響をもたらすことになる。文化財を保護し、かつ、作業に従事する者の安全を確保するために、事業者は、文化財殺虫殺菌処理の作業内容を的確に把握し、作業者の安全と健康を確保することが求められる。我が国においては、法的にも労働契約法において安全配慮義務が明文化され、事業者はその義務が求められている。

1. 労働衛生管理の基本～労働衛生の5管理～

働く人の健康を守る産業保健の定義は「作業を人に、また、人を作業に適合させる」ことである（ILO/WHO 合同委員会1995年採択）。すなわち、①労働者の健康と作業能力の維持と増進、②安全と健康をもたらすように作業環境と作業の改善、③作業における健康と安全を支援することによる社会的雰囲気づくりと円滑な作業行動の促進、事業の生産性を高める方向に作業組織と作業文化を発展させること、とある（高田昂：産業医学ジャーナル Vol.22, No.2, 1999.）。このことを具体的に推進して行くため、労働衛生管理活動のフレームとして、労働衛生の5管理がある。労働衛生の5管理は、総括管理、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、であり、これらを総合的に実施してゆくことが求められる。下記において、労働衛生の5管理の各々について、活動内容について概説する。なお、各管理の具体的な内容については、産業医学振興財団「産業医活動のためのガイドライン」を参考にした。

2. 総括管理

総括管理は、作業環境管理、作業管理、健康管

理、労働衛生教育が事業場において適切に展開されるための基盤整備に関する管理となる。

1) 労働衛生に関する基本方針の策定

労働衛生管理活動についての基本方針となる。企業によっては、安全衛生管理方針が恒久的に定められている場合もある。企業理念や社訓・社是から派生し、その企業における安全衛生方針を指し示しているものが多い。基本方針は、労働衛生管理活動の拠り所となり、企業における安全衛生文化の醸成の源流になるものであるゆえに、事業者はその方向性を示すべきである。また、安全衛生委員会の審議事項として取り上げ、企業の実情に見合った方針をボトムアップ方式で策定することも一法である。

2) 安全衛生目標の設定

基本方針に比し、安全衛生目標は中長期的なものや当該年度の活動に対して設定される。企業の実態に即した目標の設定となる。目標設定の際によくみられることは、事業場内の事故や健康診断の有所見率の高いものといった顕在化した事象に対して目標が設定されることである。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針においては、計画（Plan）の冒頭において、「危険性又は有害性等の調査の実施」から「安全衛生目標の設定」を検討する流れも示されている。すなわち、労働災害や健診有所見のように顕在化した事象でなくとも、社内におけるリスクを見積もり、そのリスクの除去や低減のための目標を設定することも良い。「近年、当社は労災もないし、健診結果も良好だから、安全衛生上の課題は特に無いですよ。」と話す安全衛生の担当者も時に存在するが、顕在化した事象だけでなく、リスクの除去や低減に目を向けた安全衛生目標の設定があることを、今一度認識する必要がある。

3) 安全衛生管理体制の整備

安全衛生管理活動を展開する上で、総括安全衛生管理者をはじめ、安全管理者、衛生管理者、各種作業主任者、産業医等の担当者や有資格者を選任することは活動の基本となる。その上で、これら有資格者等がどのような役割を担うのかその分担と職務を明確にし、企業における安全衛生管理活動に漏れや活動重複による無駄を省くことが必要である。企業によっては、安全衛生上の課題が生じた際に、これら安全衛生管理担当者がそれぞれの立場から課題の解決を効果的に解消している。

4) 安全衛生委員会

安全衛生委員会は、事業場における安全衛生に関する事項について、調査審議を行う場である。日常業務の中からみえてくる諸課題について、労使双方の立場から、労働者の危険を防止するための対策を、活発な意見交換を行うことで検討することが大切である。時に「安全衛生委員会であれだけ審議して決まった事なのに、何も動きが無い。安全衛生委員会は意味がないのではないか。」という相談を受けることがある。安全衛生委員会は、調査審議をする場であり、企業における意思決定組織ではない。そのため、安全衛生委員会で決めたことを社内の役員会議や経営者会議といった意思決定する組織にまで検討内容を挙げ、決裁を得て初めて企業内の活動が推進されるものである。この点、委員会の事務局は念頭に置いて委員会の運営を行うことが求められる。

5) 労働衛生計画の実施、活動の見直し、目標達成状況の評価

企業内における安全衛生管理活動を計画し、実施、評価、改善、を行う流れである。すなわち、労働安全衛生マネジメントシステムそのものとなる。上記でも触れたが、計画の段階において、危

険性又は有害性等の調査の実施が重要である。このような労働災害等として顕在化していない要因、すなわちリスクアセスメントを実施し、社内におけるリスクを見積もり、そのリスクに沿ってPDCAサイクルの流れが構築されているかがポイントとなる。評価においては、妥当な目標値をあらかじめ設定できていることが大切である。そうでない場合には、活動評価が適切にできず、転じては、次の目標設定にも活かされず、結果的にPDCAのスパイラル構造が構築されないことになる。マネジメントシステム的な安全衛生管理活動が出来ている企業は多いが、こうした一連の流れが出来ているか、安全衛生管理担当者は慌てずに検証しつつ、活動を展開すべきである。

6) 緊急時への対応

東日本大震災を経験した我が国は、今日、より一層の緊急時への対応について、関心が高まっていると考えられる。社内における火災や事故、労働災害はもちろんのことであるが、自然災害への備えも十分に検討すべきである。災害時の労働者の安全確保、避難は、第一次的な対応としてシミュレーションを重ね、訓練を重ねておく必要がある。引き続き、電気や水道などのライフラインの遮断、帰宅困難者への対応を想定し、具体的な方策を検討しておく必要がある。また、地域における被災者が企業に救援を求められる、あるいは、避難場所として期待されることもある。自然災害を含む緊急時における社内、地域社会における対応について、十分に備えておくべき時代にある。

(つかはら・てるおみ

信州大学医学部 産業衛生学講座)